地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方税法第７２条の１１６第２項に規定する引上げ分の地方消費税の使途について、令和２年度高鍋町一般会計決算における社会保障関連施策への充当状況を下記のとおり報告します。

（歳 入）地方消費税交付金（社会保障財源化分）　244,403　千円

（歳 出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　3,022,856　千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	853,434	553,857	0	24,000	54,005	221,572
	老人福祉事業	81,480	523	0	17,868	12,364	50,725
	児童福祉事業	1,272,655	906,426	0	63,597	59,308	243,324
	小計	2,207,569	1,460,806	0	105,465	125,677	515,621
社会保険	国民健康保険事業	146,856	89,190	0	0	11,301	46,365
	後期高齢者医療事業	297,915	50,741	0	0	48,440	198,734
	介護保険事業	242,762	0	0	0	47,575	195,187
	小計	687,533	139,931	0	0	107,316	440,286
保健衛生	健康増進事業	37,632	65	0	8,500	5,696	23,371
	疾病予防対策事業	73,481	830	0	49,400	4,557	18,694
	母子福祉事業	16,641	139	0	10,600	1,157	4,745
	小計	127,754	1,034	0	68,500	11,410	46,810
合計		3,022,856	1,601,771	0	173,965	244,403	1,002,717